玉名市令和７年豪雨対応金融円滑化特別資金利子補給補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、令和７年８月１０日からの大雨により影響を受けた中小企業等の経営の安定化を図るため、熊本県が実施する金融円滑化特別資金（令和７年８月大雨枠及びセーフティネット保証対応枠）（以下「利子補給対象融資制度」という。）を利用したものに対し、予算の範囲内において、令和７年豪雨対応金融円滑化特別資金利子補給補助金（以下「利子補給補助金」という。）を交付することに関し玉名市補助金等交付規則（平成１７年規則第４０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（利子補給補助金の交付の対象）

第２条　利子補給補助金は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者に対し、予算の範囲内で交付するものとする。

⑴　令和７年１２月３１日までに利子補給対象融資制度による事業資金の融資（以下「融資」という。）を受けていること。

⑵　融資を受けた日から継続して事業を営んでいる、本市の住民基本台帳に記録されている個人事業主、本市の住民基本台帳に記録されていない個人事業主であって、本市の区域内（以下「市内」という。）で事業を営んでいるもの（確定申告書、営業許可書等により市内で事業を営んでいることを確認できる者に限る。）又は法人（本市に事業所を有し、かつ、本市に法人登記又は法人市民税の納税義務がある法人に限る。）であること。

⑶　市税を滞納していないこと。

⑷　本市以外の者から融資に係る利子補給を受けていないこと。

（利子補給期間）

第３条　利子補給補助金の交付の対象となる期間（以下「利子補給期間」という。）は、融資の実行日から起算して３年間とする。

２　前項の規定にかかわらず、利子補給期間において、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日を利子補給期間の終期とする。

⑴　事業所を市外に移転した場合　移転した日

⑵　償還期限を繰り上げて償還を完了した場合　償還を完了した日

⑶　償還を怠った場合　約定に従い償還をした最後の日

⑷　事業を休止し、又は廃止した場合　当該事業を休止し、又は廃止した日

（利子補給補助金の額）

第４条　利子補給補助金の額は、令和７年１２月３１日までに受けた融資に係る毎年１月１日から１２月３１日までの間に金融機関に支払った利子額（償還の遅延による利子支払額を除く。）とする。

２　前項の規定による利子補給補助金の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（利子補給補助金の交付申請）

第５条　利子補給補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和７年豪雨対応金融円滑化特別資金利子補給補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　利子支払実績証明書（様式第２号）

⑵　市税に滞納がないことの証明書

⑶　履歴事項全部証明書又は確定申告書の写し等

⑷　利子補給補助金の振込先が確認できる通帳の写し

⑸　金銭消費貸借契約書（借入契約書）の写し

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、毎年１月１日から１２月３１日までの期間に係る利子補給補助金について、翌年の２月２８日までに行わなければならない。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利子補給補助金の交付の可否を決定し、令和７年豪雨対応金融円滑化特別資金利子補給補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により当該申請をした者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により利子補給補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（利子補給補助金の交付）

第７条　市長は、前条第１項の規定による利子補給補助金の交付の決定の通知をしたときは、当該交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、利子補給補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した利子補給補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

⑴　偽りその他不正の手段により利子補給補助金の交付を受けたとき。

⑵　第２条第１号に規定する資金を融資の目的以外の目的に使用したとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が利子補給補助金の交付を不適当と認めたとき。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。